

不育症治療費助成金のご案内

令和8年4月より、不育症の検査および治療にかかる費用の一部助成を開始しました。

不育症とは…妊娠はするものの、流産・死産または早期新生児死亡を繰り返す状態をいいます。

対象者 次の要件をすべて満たす夫婦

- (1) 申請時において、夫婦のいずれかが愛荘町に住所を有していること
- (2) 治療開始時において、妻の年齢が43歳未満であること
- (3) 夫婦ともに町税および国民健康保険税を滞納していないこと
- (4) 夫婦のいずれもが健康保険などの公的医療保険の被保険者、組合員または被扶養者であること(生活保護受給者はこの限りではありません)
- (5) 法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦であること

助成額 一夫婦につき、通算5回まで

医療保険診療分

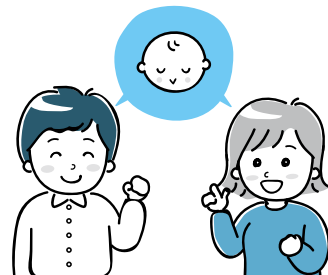
医療保険が適用される不育症の検査または治療に係る費用の本人負担額から、滋賀県その他の自治体からの助成金額を除いた額の2分の1。※一治療期間あたり上限5万円

医療保険外診療分

医療保険が適用されない不育症の検査に係る自己負担額から、滋賀県その他の自治体による助成額を差し引いた額※1治療期間あたり上限10万円

申請期限 一治療期間が終了した日から90日以内

※申請方法や詳細は、愛荘町ホームページをご覧ください。



先天性風しん症候群の発生を予防するために 風しん予防接種費用の一部を助成します

妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが難聴や心疾患、白内障、発達の遅れなどの障害を伴う「先天性風しん症候群」を発症することがあります。妊娠中は風しんの予防接種を受けることができないため、妊娠を希望する女性やその同居家族は、事前に風しん抗体検査を受け、必要に応じて予防接種を受けることが大切です。

愛荘町では、風しん予防接種費用の一部を助成しています。

対象者

予防接種を受ける日において愛荘町に住民登録があり、次の要件をすべて満たす人

- ・滋賀県が実施する風しん抗体検査を受けた人
- ・抗体検査の結果、風しんに対する免疫が不十分と判断され、医師から風しんワクチンまたは麻しん風しん混合(MR)ワクチンの接種を勧められ、接種した人

※滋賀県の風しん抗体検査については、滋賀県ホームページをご確認ください。

助成対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※期間内に滋賀県の風しん抗体検査を受け、予防接種を完了していることが必要です。



助成額や申請方法など、詳しくは健康推進課までお問い合わせください。

☎ 健康推進課 ☎0749-42-4887

環境さわやか通信



野焼きはやめましょう



廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「やすらぎをとおえる愛荘町の環境保全条例」により、一部の例外を除いて禁止されています。

法律に違反した場合は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金(またはその両方)が科されることがあります。また、法人の場合は3億円以下の罰金が科されることがあります。

☎ 暮らし安全環境課 ☎0749-42-7699

野焼き(屋外焼却)禁止の例外

次の場合は、例外として野焼きが認められています。

- 国または地方公共団体が施設管理のために行う廃棄物の焼却
 - 震災、風水害、火災、凍霜害などの災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - どんど焼きなど、風俗習慣上または宗教上の行事に必要な廃棄物の焼却
 - 農業、林業または漁業を営むうえで、やむを得ず行う廃棄物の焼却
 - たき火など、日常生活上の軽微な焼却
- 例外でも、無制限に焼却が認められるわけではありません。周辺住民へ迷惑を及ぼす場合は、認められないことがあります。

快適で安全な生活環境を守るため、ごみはルールに従って適正にしましょう。

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊟=電子メール ㊤=申し込み先 ㊦=問い合わせ先

暮らしの掲示板

令和8年度「社会教育委員」紹介

皆さんは「社会教育委員」をご存じですか。

社会教育とは、学校教育や家庭教育を除き、地域や社会のさまざまな場面で行われる学びや活動を指します。社会教育委員は、住民の皆さんの声を社会教育行政に反映させる役割を担っています。

このたび、4月1日付で10名の社会教育委員が教育委員会から委嘱されました。なお、委員は公民館運営協議会委員も兼ねています。

令和5年度から令和7年度にかけては、「まちじゅう読書の推進」をテーマに活動しました。町全体に読書の輪を広げることを目指し、「まちじゅう読書の推進」ポスターの制作や、町内の店舗や公共施設に本棚を設置する「まちじゅうライブラリー」の推進を行いました。

また、本棚設置施設を紹介するMAPの作成・配布や、愛荘66かまど祭りで「本の交換会」ブースを出展しました。

▲愛荘66かまど祭り 本の交換会の様子

社会教育委員は、「自ら考え、自ら行動する社会教育委員」を目標に、地域の学びや交流を支える活動を続けています。

任期 令和8年4月1日～令和10年3月31日(2年間)



▲配布したまちじゅうライブラリーあいしょうMAP

社会教育委員名	所属等
市田 泰寛	校舎長会代表(学校教育の関係者)
◎大辻 登代子	地域学校協働活動推進員(社会教育の関係者)
北川 知栄子	識見を有する者(学識経験を有する者)
綿谷 駒太郎	識見を有する者(学識経験を有する者)
北村 由合美	ボランティア読み聞かせサークル(家庭教育の向上に資する活動を行う者)
高橋 健	スポーツ団体代表(社会教育の関係者)
○森野 昭二	識見を有する者(学識経験を有する者)
八木 泉	文化団体代表(社会教育の関係者)
藤居 信夫	識見を有する者(学識経験を有する者)
柳田 安代	多文化共生団体代表(社会教育の関係者)

※◎は代表、○は副代表の意

☎ 生涯学習課 ☎0749-42-8015